



申4号

9月30日付

**改ざん的事实を認めず賃金未払いを
是正しない会社姿勢を許さない！！**

再三繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れ提出！

東日本ユニオン新潟地本は吉田駅併結作業における賃金未払いについて、業務を行った社員への未払い賃金精算と謝罪、そして全社員への説明を求めてきました。

会社は賃金未払いである事実を認めたものの、未払い分の精算について到着点呼に間に合わなかった時間のみ精算し、会社が指示した作業を行ったにも関わらず賃金を支払っていません。これは労働を提供した対価として賃金を受け取るといった労使関係の根幹を揺るがす事態です。

また賃金精算した社員には労働時間を付与していなかった事実を説明していますが、精算していない社員には作業をさせておきながら賃金未払いの事実を隠蔽しています。

この事実は決して看過できずしかるべく未払い賃金の精算と、発生事実の周知と謝罪を求め申4号として提出しました。

■ 申4号 申し入れ項目 ■

1. 吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること。
2. 労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知すること。
3. 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにすること。

改ざん的事实を許さず、未払い賃金精算を実現しよう！